

別表第4 日影による中高層の建築物の制限（第56条、第56条の2関係）

	(い) 地域又は区域	(ろ) 制限を受ける建築物	(は) 平均地盤面 からの高さ	(に)		
					敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(2)	4時間	2.5時間
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	4時間	2.5時間
3	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	5時間	3時間
4	用途地域の指定のない区域	<input type="checkbox"/> 高さが10mを超える建築物	4m	(3)	5時間	3時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。